

名古屋市告示第605号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和7年12月16日

名古屋市長 広沢一郎

1 あん摩・マッサージ

施術者名	天野 靖之	
施術所名	旧	天野鍼治療院
	新	あまの鍼灸院
所在地	名古屋市北区志賀町 4丁目65番地の2	
変更年月日	令和6年1月1日	

施術者名	天野 みのり	
施術所名	旧	天野鍼治療院
	新	あまの鍼灸院
所在地	名古屋市北区志賀町 4丁目65番地の2	
変更年月日	令和6年1月1日	

施 術 者 名	鈴木 伸康	
施 術 所 名	フレアス在宅マッサージ日進施術所	
所 在 地	旧	愛知県日進市浅田平子 3丁目 292
	新	名古屋市名東区牧の里二丁目 605番地
変 更 年 月 日	令和 7年 8月 1日	

2 はり・きゅう

施 術 者 名	天野 靖之	
施 術 所 名	旧	天野鍼治療院
	新	あまの鍼灸院
所 在 地	名古屋市北区志賀町 4丁目65番地の 2	
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 1日	

施 術 者 名	天野 みのり	
施 術 所 名	旧	天野鍼治療院
	新	あまの鍼灸院
所 在 地	名古屋市北区志賀町 4丁目65番地の 2	
変 更 年 月 日	令和 6年 1月 1日	

施 術 者 名	鈴木 伸康	
施 術 所 名	フレアス在宅マッサージ日進施術所	
所 在 地	旧	愛知県日進市浅田平子 3丁目 292
	新	名古屋市名東区牧の里二丁目 605番地
変 更 年 月 日	令和 7年 8月 1日	

3 柔道整復

施 術 者 名	小島 一政	
施 術 所 名	旧	小島接骨院神の倉院
	新	株式会社可夢多小島接骨院

所 在 地	名古屋市緑区平手南一丁目 217番地
変 更 年 月 日	令和 7年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課